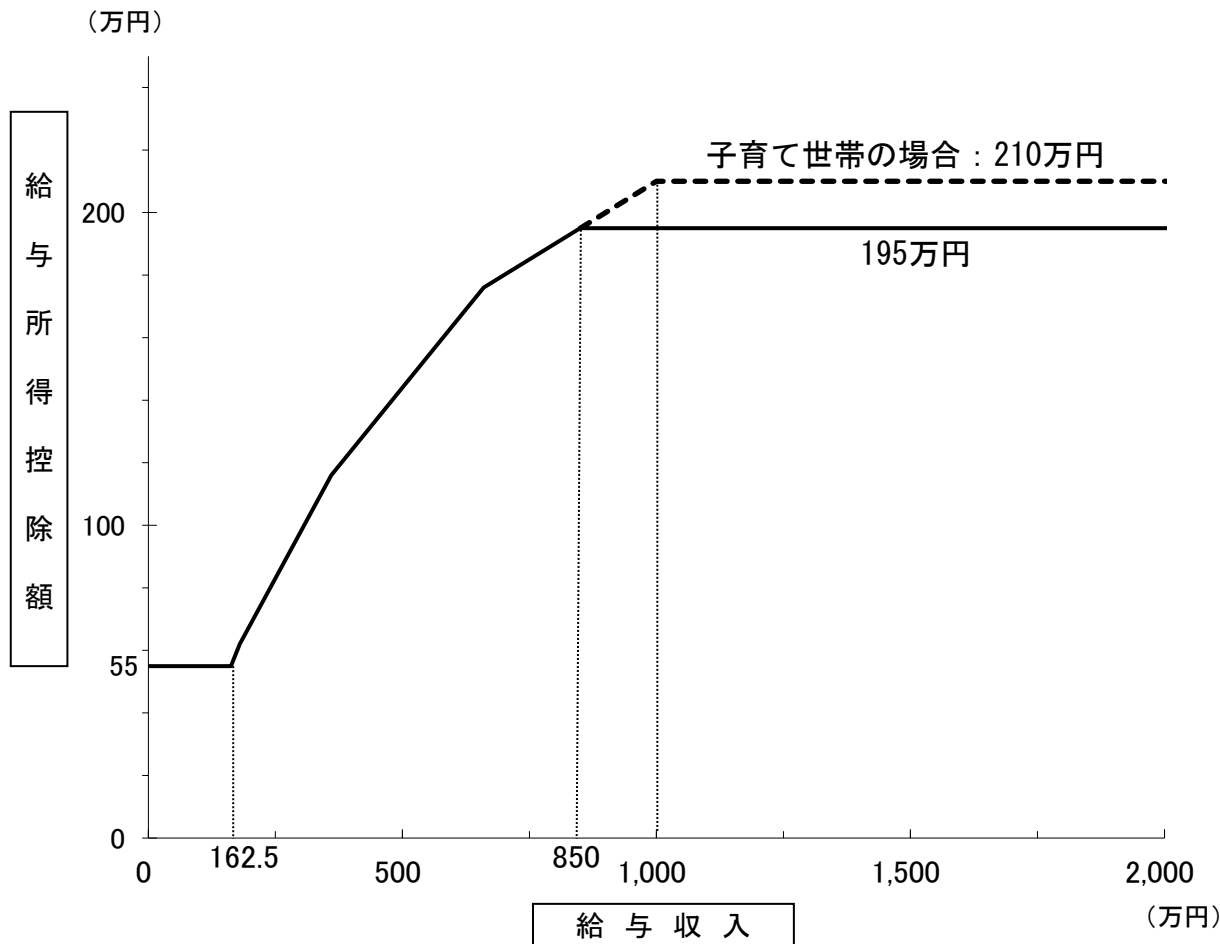


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（控除額の上限：195万円〔給与収入：850万円超〕（子育て世帯等の場合は210万円〔給与収入：1,000万円超〕））。



給与所得控除額

最低補償額：55万円	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40% - 10万円
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

○ 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

【控除額】

〔給与収入(1,000万円を上限) - 850万円〕 × 10%
【最大15万円】